

平成 27 年度事業方針

1. 基本的な考え方

第 2 期の「教育振興基本計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)等、国の青少年教育行政に関する基本方針を踏まえ、第 2 期中期目標・中期計画の最終年度となる平成 27 年度年度計画を推進し、「新・機構元気プラン」(平成 26 年 6 月)を着実に実行する。その際、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」(平成 20 年 9 月)、「機構活性化プラン」(平成 22 年 1 月提示)、「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」(平成 25 年 1 月 21 日中央教育審議会)及び「子供の貧困対策に関する大綱」(平成 26 年 8 月 29 日閣議決定)の趣旨に十分留意する。

特に、機構の担う業務運営全体を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより一層推進する。

2. 教育事業の質の充実と普及

教育事業については、国立施設としての役割、効率的な予算の執行、各施設における事業バランスなどを考慮して、精選して実施する。

(1) 看板事業、モデル事業及び特別事業の実施

① 看板事業の実施

看板事業は、施設の立地条件、実績、活動プログラム及び地域のニーズを活かし、当該施設が全国に誇れる教育事業とする。

原則として、1 施設 1 事業(複数回開催のシリーズものを含む。)とし、中長期的な視点で実施し、頻繁な看板の架け替えは避けること。

② モデル事業の実施

ア モデル事業は、青少年の今日的な課題や体験活動の推進に資する先導的かつモデル的なプログラム開発事業とし、公立の青少年教育施設等への普及を前提に、厳選・特化して実施する。

原則として、1 施設 1～3 事業程度とし、3 年程度を 1 サイクルとして計画的に実施する。また、各年度の成果や課題を 1 サイクル終了時に取りまとめて事業報告書を作成し、開発したプログラム及び運営手法等の普及に努めること。

イ モデル事業の具体的なテーマとしては、小 1 プロブレム、中 1 ギャップ等発達段階に応じた課題、児童養護施設の児童生徒や不登校児童生徒等青少年が抱える課題、若い親の子育てに係る課題、子供の貧困対策、幼児期における運動の推進等があり、当該地域の実情に応じ、企画段階から関係機関・団体等との密接な連携・協力のもと、検討委員会等を開催して実施することが望ましい。

また、成果の把握に関しては、従来からの満足度アンケートや IKR 調査だけでなく、参加者の感想・行動など個人の変容を把握する。さらに、事業終了直後の変容に加え、一定期間を置き学校や保護者、関係団体関係者から子供たちの変容の持続の状況などを把握するため、聞き取り又はアンケートを実施するなど工夫する。

ウ なお、機構本部(以下、「本部」という。)は、モデル事業に関し、得られた成果や課題について、発表の機会を設け、機構内での情報共有に努める。

③ 特別事業の実施

特別事業として、特定部門と自由部門の2部門を設定する。平成27年度の特定部門のテーマは、「青少年のネット依存対策」とし、本部と共に事業を実施する。自由部門は、複数施設が共通のテーマを設定の上、調査研究の視点も加味し、当該事業を公立青少年教育施設等への普及を前提に実施する。特別事業に要する事業費は別途、本部で予算措置することとし、原則として、2、3年間程度の事業継続を前提に、単年度での事業採択とする。

本部は実施施設と連携して、得られた成果や課題に関する事業報告書を学校や地元自治体、さらには全国の青少年教育施設等に広く提供することに努める。

(2) 青少年教育指導者等の養成・研修事業の実施

青少年のための様々な体験活動を推進する青少年教育指導者等を対象とする養成・研修事業を実施する(別紙「青少年教育指導者等の養成・研修及び指導者資格認定制度について」参照)。

① 自然体験活動指導者養成事業(NEAL養成事業)

基礎的資格である自然体験活動指導者(リーダー)及び自然体験活動上級指導者(インストラクター)の養成事業を7施設で実施する。また、自然体験活動総括指導者(コーディネーター)養成試行事業については、機構本部において実施する。

② ボランティア養成研修

教育事業や研修支援等の運営協力・指導補助などを担うボランティア人材を育成し、青少年教育におけるボランティア活動を一層推進するため、「ボランティア養成共通カリキュラム」に準拠した養成研修を全施設で実施する。

また、近隣大学等と連携・協力し、各施設でのボランティア養成研修やボランティア活動が大学の授業科目として単位認定される等の措置を講じるなど、体験活動の意義を理解させ、学生のボランティア活動の活性化を図る。

③ 教員免許状更新講習

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、自然体験や集団宿泊活動等に必要な知識・技術の向上を図るため、更新講習を全施設で実施する。なお、大学等の教育機関と連携して実施しても構わない。

(3) 青少年の国際交流の推進

青少年の国際的視野を醸成し、次世代リーダーを養成するため、関係機関・団体と連携して外国との相互交流や留学生との交流、小学生対象の異文化交流キャンプ、中高生対象の多文化共生キャンプなどの国際交流事業を積極的に実施する。

(4) 体験活動や基本的生活習慣等の重要性に関する普及啓発

① 普及啓発事業の実施

子供たちの体力をはじめ、学力や規範意識の低下、中・高生の読書離れが進んでいる傾向が指摘されている中、子供たちの知・徳・体のバランスのとれた成長にとって、様々な体験活動や基本的生活習慣の重要性を普及するため、保護者や学校、さらには広く社会に対して効果的な事業や取組みを発信する。その際、「子どもゆめ基金体験の風リレーションシップ事業」も活用しながら、「体験の風を

おこそう運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。

なお、体験の風をおこそう推進月間(10月)及び統一イベントデー(10月24日)には、各施設において地域や関係機関等と十分に連携し、多様な事業等の展開に努める。

② 生活・自立支援事業の実施

「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ、困難な環境にある青少年を対象に、それぞれのニーズに合わせ、体験活動の充実に努めるための支援事業を全施設で実施する。

3. 研修支援の充実と利用拡大

(1) 利用者数及び稼働率 50%以上の確保

「稼働率向上(利用者増加)のための方策」(平成20年12月)を踏まえ、各施設が策定する「平成27年度稼働率向上(利用者増加)のための数値目標の設定及び行動計画」の着実な実施に努めることにより、機構年間総利用者数500万人の維持及び全施設宿泊室稼働率50%以上を目指す。

また、季節毎の利用状況に即し、学校、青少年団体、地元関係者等に対する広報などの利用促進策について常に見直しを行う。

(2) 教育機能の充実

① 集団宿泊による基本的な生活習慣の徹底

青少年をはじめとする施設利用者に対して、日常の生活では体験することができない非日常的な活動を通して、魅力ある感動体験を提供することを、全職員に共通した施設全体の目標とする。具体には、基本的な生活習慣の確立や、交流、協力、奉仕、お手伝い、読書、外遊び等につながる様々な活動、「朝夕のつどい」といった「標準生活時間」による規則正しい生活、加えて「あいさつの励行」と「清掃の徹底」、さらに集団宿泊体験を通じた「規律ある行動」等の教育的意義の理解を図りつつ、団体責任者や各利用者への指導を徹底する。

なお、団体の特殊性や目的を踏まえ、利用者の立場に立った対応を常に心掛けるよう、全職員が共通した意識を持つ。

② 学習指導要領に対応した活動プログラムの実施

学校の実施する活動に関しては、現行の学習指導要領において「体験」の重要性が指摘され、特に小学校では自然体験活動や集団宿泊体験、中学校では職場体験活動、高等学校では社会奉仕体験活動や就業体験活動を積極的に実施することが明示されていることに十分に留意する。また、特別活動や総合的な学習の時間に限らず、各教科に体験的な学習を取り入れる際には、教育課程へ適切に位置づけられるよう、学校の利用目的を的確に把握し、各活動と指導要領の関連を具体的に提示する。

(3) 安心安全な教育環境の整備

清潔な生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努めるとともに、教材教具・活動備品、活動場所等の日常的な点検・改善整備等を通じて、安心安全な活動環境を確保する。

また、安全管理マニュアル等の点検、見直しを常時行い、マニュアルに則した日常業務を行う。

青少年教育指導者等の養成・研修及び 指導者資格認定制度について

1 これまでの青少年教育指導者等の養成・研修

- 当機構における青少年教育指導者の養成は、主として国公立青少年教育施設の職員及び青少年教育を目的とする団体の指導者を対象に実施
- また、文部科学省が平成20年度から24年度までの5年間、「青少年体験活動総合プラン」における小学校長期自然体験活動支援プロジェクトの一環として、「自然体験活動指導者養成事業」を当機構や青少年団体等に委託して実施し、約21,000人（内7,500人を当機構が養成）の指導者を養成
- さらに、平成20年度からは教員の体験活動における指導力の向上を図ることを目的に「教員免許状更新講習」を実施（平成25年度までの修了者数：5,400人）

2 「青少年教育指導者」等

- 当機構における「青少年教育指導者」等を以下のとおり整理（図-1参照）

【青少年教育指導者】

- ① 国公立青少年教育施設の職員及び青少年教育を目的とする団体の指導者
- ② 地域で青少年の様々な体験活動をサポートする指導者[※]

※「放課後子供教室」等に参画している教育活動推進員・サポーター等を含む。

- ③ 教員

【青少年教育関係者】

- ④ 青少年教育指導者以外の青少年の健全育成に関わる関係者（各種ボランティアを含む。）

3 今後の青少年教育指導者等の養成・研修

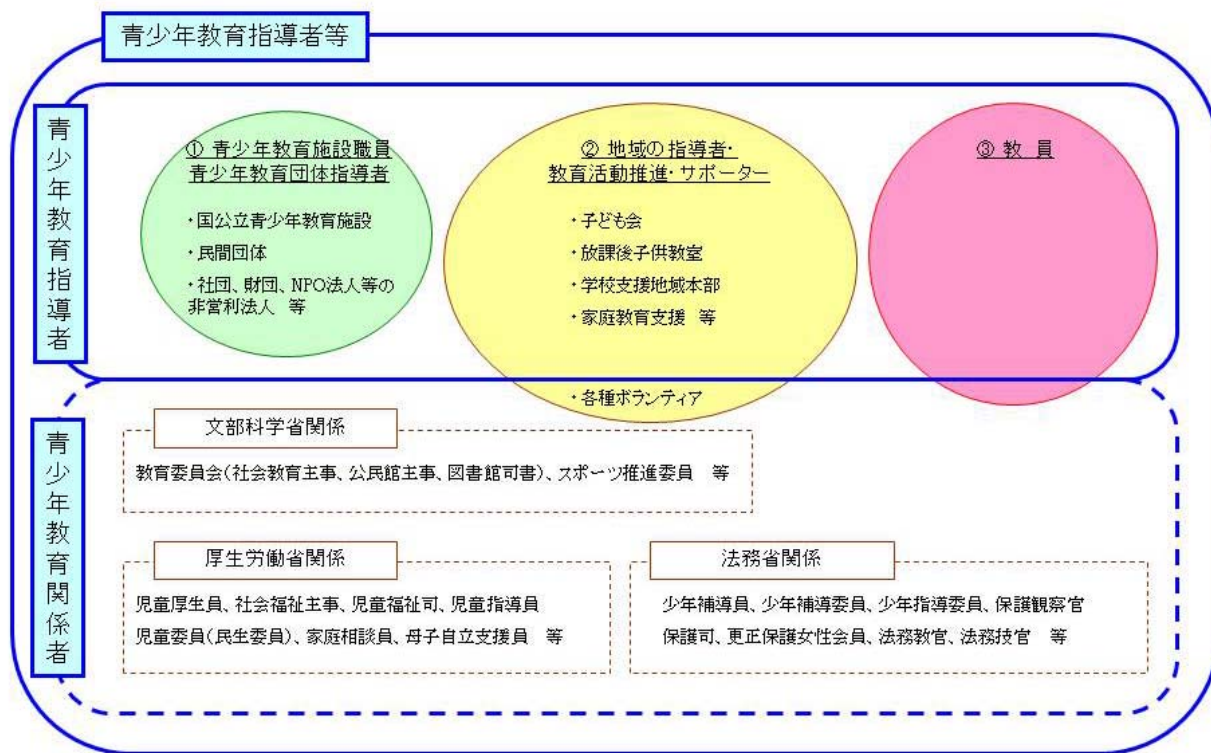
- 青少年教育のナショナルセンターである当機構においては、以下の青少年教育指導者等の養成・研修事業を体系的に実施
 - ①国公立青少年教育施設の職員及び青少年教育を目的とする団体の指導者を対象とした研修等事業
 - ②地域や青少年教育施設等において活動している指導者、学生、ボランティア、「放課後子供教室」等に参画している教育活動推進員・サポーター等を対象とした、以下の養成事業
 - i) 自然体験活動指導者（NEAL）の養成
 - ii) ボランティアの養成
 - iii) 地域における青少年体験活動の推進役となる「体験の風をおこそう普及員」（仮称）の養成
 - ③教員を対象とした教員免許状更新講習等の研修事業
 - ④社会福祉関係者、警察、法務関係者等の青少年教育関係者を対象としたフォーラム等の連携・協力事業

4 指導者資格認定制度の充実

- 平成 24 年度で終了した「自然体験活動指導者養成事業」の成果を踏まえ、当機構と自然体験活動推進協議会（通称：CONE）の官民協働による新たな指導者養成制度として、平成 25 年 2 月に「全国体験活動指導者認定委員会」（以下、「認定委員会」という。）を発足させ、自然体験活動に関する指導者認定制度を創設
- 初年度（平成 25 年度）は、制度の基礎的資格となる自然体験活動指導者（リーダー）の養成試行事業を実施し、認定委員会自然体験活動部会において、養成カリキュラムにおける科目、ねらい、講習内容のレベル、養成事業の運営等について評価、検証
 - この結果を踏まえ、養成カリキュラムや事業の運営等を修正し、平成 26 年度は、自然体験活動指導者（リーダー）養成事業の本格実施及び自然体験活動上級指導者（インストラクター）の養成試行事業を実施

- 今後、本制度においては、自然体験活動上級指導者（インストラクター）を養成事業の中核として位置付けることとし、これまで当機構が養成してきた自然体験活動指導者養成事業の全体指導者（約3,600人）やボランティア養成事業の法人ボランティア登録者（約2,000人）のインストラクター養成事業の受講機会の拡大措置等について検討
- また、養成した指導者の活用方策については、施設における研修指導員としての活動を中心に、地域における放課後子供教室や土曜日の教育支援における活動も含め、指導者組織の体制整備等について検討

〔図-1〕「青少年教育指導者」等の分類



参考：機構法第十一条第一号 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修（以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。）